

平成 19 年第 3 回定例会 総務生活常任委員会について

- 1 期日 平成 19 年 10 月 15 日 (月)
- 2 説明事項・・・平成 20 年度の組織見直しについて
- (1) 生涯学習業務の移管と「生活・文化部」の設置について

見直しの考え方

生涯学習を含めた総合的な文化施策を推進するため、教育委員会が担っている生涯学習業務を知事部局(生活部)で実施するとともに、生活部を「生活・文化部」とし、県民にとってよりわかりやすく、充実した施策の推進を図っていきます。

これにより、生活部が所管する総合文化センターと、教育委員会が所管する博物館、美術館、図書館、斎宮歴史博物館、生涯学習センターを一体的に担当することとなり、それぞれの機能を整理し連携して事業を推進することで、文化芸術活動や生涯学習活動を行う県民のサービス向上、地域の文化の発展・向上につなげていきます。

教育委員会から移管する業務

- 1) 生涯学習の企画、調整等
- 2) 生涯学習に関する情報の収集・提供
- 3) 施設の管理運営

(博物館、美術館、図書館、斎宮歴史博物館、生涯学習センター)

施設を運営する形態

博物館等については、社会教育法等の関係法令により教育委員会の所管とされていること、また、その運営にあたっては教育委員会の連携・協力を得て施設運営を行う必要があることから、知事部局と教育委員会が「共管」する施設としますが、その管理運営は知事部局が一元的に行っていきます。

法手続き上は、教育委員会に条例改廃等の一定の権限を残しつつ、知事部局が円滑な施設の利活用を行っていく方法として、地方自治法第 180 条の 7 により、教育委員会から知事部局へ権限を「事務委任」することといたします。

【教育委員会】 施設条例

【生活部】 権限、施設運営等

- 3 質疑事項・・・「三重の文化振興方針(仮称)」骨子案について
 - ・知事は「文化力」と言われるが、第 4 章の中に文化力をどういうふうに位置づけして「文化と知的探求の拠点」づくり、あるいは施策につないでいくのか明示がない。文化振興方針の考え方を書いているのなら、「文化力」についてもどこかに書くべきではないか。
 - ・文化力については、県民がどういうふうに考えているか。県民にとってなかなか分かりにくい。文化審議会は、県民がどういうふうに考えているかということを改めて問い直せる場だと思っているので、しっかり取り組んでいただきたい。